

敦賀南小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校に置けるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるよう努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、敦賀市、敦賀市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。
- (4) 本校は、万が一、いじめの発生を確認した場合は、被害者を最優先かつ徹底的に守り抜き、敦賀市、敦賀市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの解消に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
 - けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- 起こった場所は、学校の内外を問いません。

※「一定の人間関係にある」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級やクラブ活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指します。

※「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含みます。

※「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

誰もが安心・安全に過ごせる学校づくり

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳・人権教育の推進

考え、議論する道徳の授業を充実し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童や自分自身の人権感覚を磨くことができたか。
- ・立場の弱い子や困っている子に対応する模範を示すことができたか。
- ・児童はまわりの人と力を合わせて活動することができているか。
- ・「いじめは、絶対にダメ」と言える学級づくりに努めているか。

【児童】

- ・まわりの人と力を合わせて活動することは楽しいですか。
- ・いじめはどんな理由があってもいけないと思いますか。
- ・学校生活は楽しいですか。

【保護者】

- ・家族や友達にやさしく親切に接していましたか。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

- ・すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

- ・所属欲求・承認欲求を充足させ、自己肯定感を高める学級づくりにより、いじめの被害者、加害者、観衆、傍観者という構図から脱却し、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。
- ・道徳の授業や体験活動を充実させ、「命の尊さ」や「思いやりの心」、「感謝の念」等について学ぶ機会を確保します。
- ・児童の実態を把握するとともに、スクールカウンセラーを積極的に活用し、学校生活での悩みの解消を図るための相談活動を充実します。

○児童の自立的・主体的活動の充実

- ・学級活動や児童会活動等を利用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- ・委員会や係活動等による児童の自立的活動の場を意図的に設定し、自分たちで問題を解決して、よりよい学校・学級にしようという心を育てます。

○開かれた学校づくり

- ・「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を学校ホームページ等で積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- ・学校評議員会等で、学校のいじめに対する考え方や取組を周知し、共通認識に立って、いじめの発見や情報提供への協力を求めます。
- ・関係機関（子育て政策課・児童相談所・SSW・主任児童委員等）との情報交換を積極的に行い、いじめの未然防止に努めます。

○教職員の指導力向上を目的とした研修の実施

- ・「先生のためのワークブック」等を利用し、いじめに対する理解を深め、対応力を強化するための研修を実施します。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

- ・インターネット上でのいじめについては、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させる指導を行います。
- ・愛育会と連携し、SNSやスマートフォンとの付き合い方、ネット・ゲーム依存を防ぐ環境づくりを学ぶ等、デジタルシチズンシップ教育の充実に取り組みます。

○特に配慮が必要な児童について

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、その児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る指導

○SOSの出し方に関する教育

- ・児童が、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるための教育を行います。また、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにします。

（4）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

- ・日々の児童の表情やしぐさなどをきめ細かく観察するとともに、毎日の健康観察で心の状態も確認し、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- ・得た情報を迅速に教職員で共有し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携を図ります。

○アンケートの実施

- ・毎月、いじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

- ・学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構

築を図ります。

- ・タブレット端末のアプリを活用する等して、児童がいつでも誰にでも相談できる体制を構築します。

○家庭や地域との連携

- ・家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめ事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

- ・特定の教職員で抱え込まず、全教職員が情報共有し、全教職員で観察・対応するとともに、速やかに「いじめ対応サポート班」による立案、組織的な対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

- ・いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対しては事案に関する事実確認徹底して行い、適切な指導を行います。
- ・いじめを受けたあるいは報告した児童、いじめたとされる児童、どちらにおいても、教員、スクールカウンセラーによる継続的な面談を実施します。
- ・いじめたとされる児童の保護者には、面談を実施する等して、家庭との連携を強化します。
- ・いじめたとされる児童には、状況に応じて、いじめ防止対策推進法第二十五条（校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。）の適用、第二十六条（市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。）の要請を検討します。

○外部人材の活用と関係機関との連携、ケース会議の実施

- ・必要に応じて、敦賀市教育委員会をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対応支援チーム等の外部専門家、警察や児童相談所、市役所子育て政策課、地方法務局、医療機関、主任児童委員等の関係機関と連携を取りながら、「ケース会議」を実施するなどして、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

- いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判

断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。校長は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視します。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、校長は、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通します。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間〔30日以上〕、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を敦賀市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、敦賀市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・敦賀市が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

◎「組織的な対応についての共通認識」

- ① いじめ問題は、未然防止・早期発見・早期の事案対処、解決に向けて、チームで対応する。
- ② いじめ対策に同一歩調で取り組む組織を設置する。
- ③ 各学級で起きていることや、児童の気になる言動について、教職員全員が共有する。
- ④ 問題解決までのプロセス〔実態把握→解決に向けた役割分担と対応→経過観察→検証〕を明確にしておく。
- ⑤ 時系列に従って対応時の記録を残し、教職員間で共有する。
- ⑥ 会議では議事録を作成・共有する。すべての記録は5年間保存する。

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。(毎月最終月曜日または火曜日)

(構成員) 校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動) • 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
• 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
• いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
• 児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
• いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
• 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
• 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
• 学校におけるいじめ問題への取組の点検
• 「学校いじめ防止基本方針」の共有と恒常的見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期の事案対処、解決に向けた取組を行います。

(構成員) 教務、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動) • 当該いじめ事案の対応方針の決定
• 個別面談による情報収集
• 繼続的な支援
• 保護者や地域との連携
• スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(内容) ○いじめを受けた児童の状況に応じた精神的ケアの実施

- スクールカウンセラーによるアセスメントとカウンセリングの実施
- 安心・安全を感じられる環境の保障
- 心の回復の段階に合わせた支援の実施（必要に応じた医療機関との連携）

○児童の状況に応じた学習体制の整備

- タブレット端末を活用したオンライン授業や学習アプリによる学習機会の提供

○家族が相談可能な窓口の情報提供

- スクールカウンセラーや敦賀市ハートフルスクールの専任カウンセラーによる相談機会の提供

○いじめたとされる児童に対する個別指導・支援

- スクールカウンセラーによる継続的なカウンセリングの実施
- いじめたとされる児童の保護者への面談の実施
- 個や事案に応じた育成プランによる支援の継続的実施

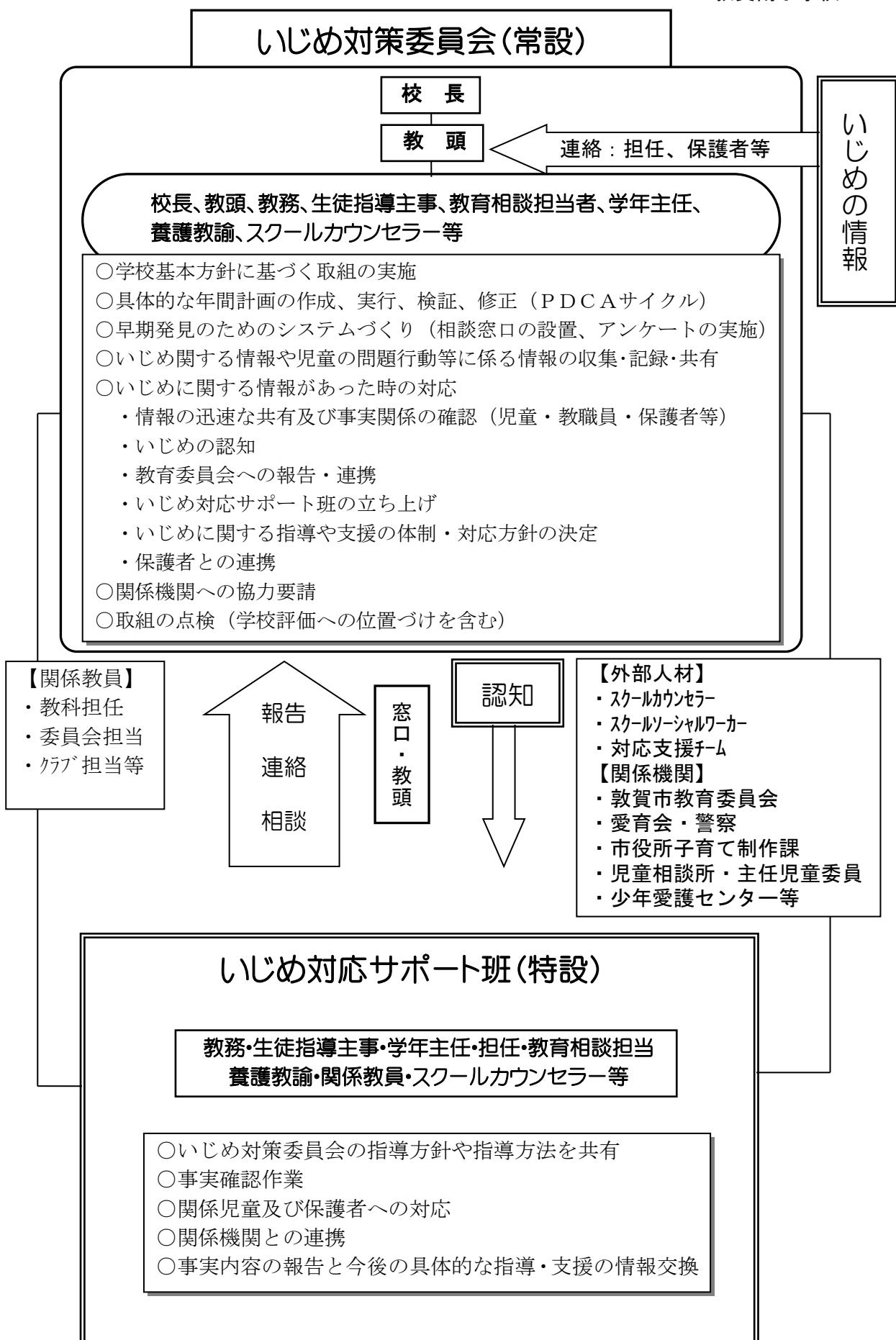
(3) いじめ対策委員会・いじめ対応サポート班における役割

構成員	役 割
校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針を提示し組織が機能するようリーダーシップを發揮 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成 ・学校通信や学校のWebページ等で、学校のいじめ防止等に取組について情報発信
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の管理
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解 ・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・関係機関との連携・調整 ・ケース会議等の実施
教育相談主任	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談実施状況の報告 ・気になる児童への対応の提案 ・スクール・カウンセラーとの面談計画の提案、調整
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室における相談状況等の報告 ・保健室の活用についての提案
担任	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告 ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案・報告
スクール カウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・加害、被害生徒や保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメント

(参考) いじめ対策に係る事例集「学校いじめ対策組織の構成・活動」(H30.9 文部科学省)

(4) 組織図

敦賀南小学校



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】 [4～6月]

敦賀南小学校

教員の動き等		児童の活動等							
月	4月	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		
		いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 <p>↓</p> 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ・児童について共通理解 <p>↓</p> 愛育会総会	入学式	第1学期始業式 <p>学級開き・望ましい集団づくり・心の居場所づくり ・新しい生活に希望をもたせる</p>					
5月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 	アンケート調査→報告						ペア学年清掃開始	
		校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育、人権教育 1年間全体の人権教育、道徳等の計画を作成確認 							自然体験学習 宿泊学習 絆づくり 自主的活動
6月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 	アンケート調査→報告 教育相談週間 全員対象						校内研究会	
		オープンスクール						春の校外学習 <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくり ・リーダーの育成 ・絆づくり 	
								修学旅行 1泊2日 絆づくり 自主的活動	

〔7～9月〕

敦賀南小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 定期的に状況把握 夏季休業前指導 1学期中間二者面談 取組評価アンケート① <ul style="list-style-type: none"> 1学期 未然防止に生かす 						
8 月	園小連携（7～8月） 園での保育参加 現職教育（7～8月） 教材研究・全体研究会 いじめに関する 校内研修会 <ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止 特別活動研修会 <ul style="list-style-type: none"> 望ましい集団づくり 特別支援教育研修会						
9 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り 2学期に向けて 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> 重点事項確認 						

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	情報発信 <ul style="list-style-type: none">・評価アンケート結果・2学期の取組等	アンケート調査→報告 教育相談週間 全員対象					
	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none">・定期的に状況把握	クリーン作戦 <ul style="list-style-type: none">・清掃奉仕活動・高齢者との触れ合い					
	授業研究会	体育祭 <ul style="list-style-type: none">・縦割りでの集団活動・リーダーの育成・団結力、絆づくり					
		秋の校外学習 <ul style="list-style-type: none">・望ましい集団づくり・リーダーの育成・絆づくり					
11 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none">・定期的に状況把握	アンケート調査→報告					
	校内研究会						
	人権教育、人権週間に 関する校内研修会 <ul style="list-style-type: none">・人権教育共通題材・人権集会の持ち方	オープンスクール <ul style="list-style-type: none">・望ましい縦割り集団づくり・家庭、地域との連携・自己有用感の育成					
	授業研究会						
12 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none">・定期的に状況把握	アンケート調査→報告					
	2学期中間二者面談	人権週間の取組 <ul style="list-style-type: none">・人権集会・全校放送					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
	授業研究会						
2 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
	取組評価アンケート② ・同じ項目で ・取組評価①との比較						
3 月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて 計画見直し 職員会議 ・課題確認 ・計画確認						
	情報発信 ・評価アンケート結果 ・次年度の取組等						